

# 成年後見制度利用促進における 体制整備の取り組みに関する一考察

－福島県における事例報告－

近 内 直 美

(令和4年3月)

郡山女子大学紀要 第58集別冊

(Vol.58) PP.67～77

郡山女子大学 郡山市開成3丁目25番2号

# 成年後見制度利用促進における 体制整備の取り組みに関する一考察

—福島県における事例報告—

Considering Efforts to Establish a System to Promote the Use of the Adult Guardianship System  
—Case Study Report in Fukushima Prefecture—

近 内 直 美\*

Naomi Konnai

In Japan, with the enactment of the Long-Term Care Insurance Law and the Services and Supports for Persons with Disabilities Law, the use of services has shifted from a system of measures to a system of contracts, and the use of adult guardianship systems is being promoted.

Therefore, I would like to consider the development of a system to promote the guardianship system for adults in Fukushima Prefecture.

## I. はじめに

わが国では、平成 12 年の介護保険法<sup>1)</sup>及び平成 18 年の障害者自立支援法<sup>2)</sup>の施行にともないサービス利用の方法は措置制度から契約制度へ移行され、契約について判断能力が不十分な者への支援策の一つとして、平成 18 年に成年後見制度<sup>3)</sup>が施行された。平成 28 年には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行された。この法律は成年後見制度が十分活用されていないことを鑑み、成年後見制度の活用推進の体制整備を目的としている。そして、成年後見制度活用の推進機関である「中核機関」や「協議会」の設置を市町村に求めている<sup>4)</sup>。そこで、成年後見制度の仕組みや活用の現状を知り、一般社団法人福島県社会福祉士会の成年後見制度及び中核機関の整備における支援への取り組みから、福島県内における成年後見制度推進の体制整備について考える。

---

\*生活科学科

## II. 成年後見制度について

### 1. 成年後見制度設立の背景

成年後見制度は、平成12年4月にスタートした制度である。それ以前は明治29年に公布された禁治産・準禁治産の制度<sup>5)</sup>があり、判断能力が不十分なものに対する財産管理が中心だった。1999年には法務省より民法の一部を改正する法律案等要綱が示され、検討事項として「高齢社会への対応及び知的障害者・精神障害者等の福祉の充実の観点から、「自己決定の尊重」「残存能力の活用」「ノーマライゼーション」という新しい理念と従来の本人保護の理念との調和を旨として、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度を構築する<sup>6)</sup>と示された。更に、軽度者に対応する類型として「補助」の新設や「保佐(準禁治産の改正)」、「後見(禁治産の改正)」の見直しが行われ、成年後見制度が施行された。

### 2. 成年後見制度の概要と成年後見人等の職務

#### (1) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分になった方に、裁判所により選任された成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)が、財産管理や介護サービス、施設利用、入院などに関する契約等を行い本人の権利を守り保護する制度である。この制度には判断能力が不十分になる前に利用する「任意後見制度」と判断能力が不十分な方を対象とする「法定後見制度」の2つがある<sup>7)</sup>。

#### (2) 成年後見人等選任までの流れ

##### ① 申立権者

民法第7条では、後見開始の審判について家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、本人、配偶者、4親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる<sup>8)</sup>、と示している。

##### ② 法定後見開始までの流れ

「家庭裁判所へ申立書提出 ⇒ 調査・鑑定・審問 ⇒ 審判 ⇒ 即時抗告 ⇒ 確定」<sup>9)</sup>となる。成年後見人等は受任期間中、家庭裁判所(以下「家裁」とする)の監督を受けており、筆者は保佐人を受任しているため家裁に定期報告を行っている。

##### (3) 成年後見人等の職務

「財産管理」と「身上監護」は成年後見人等の代表的な職務であるが、付与された代理権、同意権、取消権の範囲内で職務を行う<sup>10)</sup>。権限の及ばない行為として、入院や施設への入所、リハビリの強制などはできず、臓器移植への同意、婚姻や離婚・養子縁組等一身専属的な事項

も権限外と解されている<sup>11)</sup>。

民法第 858 条は「成年後見人は成年被後見人の生活、療養看護および財産の管理に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない<sup>12)</sup>とし、「身上配慮義務」を課している。同法 873 の 2 項では本人死亡時には、家裁へ申し出、許可を得ることで、相続財産に属する特定の財産の保存に必要な行為、相続財産に属する債務（弁済期が到来しているものに限る。）の弁済、その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為（前二号に掲げる行為を除く。）が行える<sup>13)</sup>としている。

### 3. 成年後見制度の現状

厚生労働省の「成年後見制度の現状」（令和 3 年 3 月）から成年後見制度の現状をみていく。<sup>14)</sup>

#### (1) 成年後見制度利用者数の推移

「成年後見制度利用者数の推移（H27 年～令和 2 年）」によると平成 27 年度 12 月末の成年後見制度の利用者は 191,335 人で、成年後見は 152,681 人、その割合は約 79.8%、保佐は 27,655 人で割合が約 14.5%、補助が 8,754 人で割合が約 4.6%、任意後見が約 2,245 人で割合は約 1.2%であった。平成 30 年 12 月末では成年後見制度利用者数は 218,142 人であり、成年後見が 169,583 人で割合が約 77.7%、保佐は 35,884 人で割合が約 16.4%、補助は 10,064 人で割合が約 4.6%、任意後見が 2,611 人で割合が約 1.2%、令和 2 年度 12 月末では 232,278 人で成年後見は 174,680 人、その割合は約 75.2%、保佐は 42,569 で割合が約 18.3%、補助は 12,383 人で割合が約 5.3%、任意後見が 2,655 人で割合が約 1.1%となっていた<sup>15)</sup>。

成年後見制度の利用者数は増加傾向にあり、3 類型の中では成年後見の割合が多いことがわかる。

#### (2) 申立人と本人との関係別件数

「令和 2 年の申立人について」は、申立総数 36,858 人のうち市区町村長が 8,822 人と最も多く全体の約 23.9%を占め、次いで本人の子が 7,865 人（約 21.3%）、本人が 7,457 人（約 20.2%）の順となっている<sup>16)</sup>。

#### (3) 市区町村長申立件数の推移

「市区町村長申立件数の推移（H27 年～令和 2 年）」によると平成 27 年の申し立て数は 34,623 人であり、市町村長申し立て数が 5,993 件（全体の約 17.3%）、平成 30 年は申し立て数 36,186 人のうち 7,705 人（全体の約 21.3%）、令和 2 年は 36,858 人の申し立てのうち 8,822 人（全体の約 23.9%）となっている<sup>17)</sup>。このことから、市町村長申し立てが増加していることがわかる。

#### (4) 本人の男女別・年齢別割合

「本人の男女別・年齢別割合（令和 2 年）」によると、その割合は、男性が約 43.4%、女性が

約 56.6%である。また、65 歳以上の本人は、男性では男性全体の約 72.0%を、女性では女性全体の約 86.9%を占めている<sup>18)</sup>。全体数からみると、高齢者の利用割合が高いことがわかる。

#### (5) 成年後見人等と本人の関係について

「成年後見人等と本人の関係について(令和2年)」によると親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族)が成年後見人等に選任されたものが 7,242 件(全体の約 19.7%)、親族以外の第三者が選任されたものが 29,522 件(全体の約 80.3%)となっている。第三者では司法書士が 11,184 人(37.9%)、弁護士が 7,731 人(26.2%)、社会福祉士が 5,437 人(18.4%)選任されている<sup>19)</sup>。

### Ⅲ 成年後見制度の利用の促進に関する法律及び基本計画、地方公共団体の体制整備

#### 1. 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」、及び国の利用促進基本計画について

##### (1) 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(以下「促進法」とする)の目的

「促進法」は平成 30 年に施行され、第 1 条では、認知症や知的障害、精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うこと、高齢社会における喫緊の課題であるとし、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進についての基本理念を定め、国の責務及び、基本方針その他の基本となる事項を定めている、そして、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する<sup>20)</sup>と示している。

##### (2) 国の責務

促進法の第 4 条では「国は、前条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」<sup>21)</sup>と示し、成年後見制度利用促進基本計画を国は閣議決定している(以下国基本計画とする)。国基本計画は成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的、計画的な推進を図る計画で、2017 年度から 2021 年度をゴールとした工程表が示され<sup>22)</sup>、基本的な考え方は①ノーマライゼーション②自己決定の尊重③財産管理のみならず身上保護も重視する<sup>23)</sup>、としている。

##### (3) 地方公共団体(都道府県および市町村)の役割

促進法の第 5 条では、地方公共団体は基本理念のっとり、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する<sup>24)</sup>と示した。また、基本計画では都道府県の役割として、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握すること。広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整し家庭裁判所(本庁・支部・出張所)との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意すること。市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手

の確保等、市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については都道府県レベルで取り組むべき<sup>25)</sup>としている。市町村においては、2017年度から2021年度までに「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める<sup>26)</sup>としている。

## 2. 成年後見制度利用を促進する構成要素

成年後見制度の利用を促進する構成要素には「チーム」「協議会」「中核機関」の3つがある。

「チーム」は権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後は後見人が加わり、協力し必要な対応を行う仕組みである。「協議会」は「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、各地域において専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、自発的に協力する体制づくりを進める合議体である。「機関」は専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関である<sup>27)</sup>。

## IV 一般社団法人福島県社会福祉士会による成年後見人制度に関する活動

福島県高齢福祉課は市町村の権利擁護促進の体制整備構築に向け、一般社団法人福島県社会福祉士会（以下「県士会」とする）に「福島県高齢者権利擁護推進事業」を2020年度から委託している。県士会は、福島県弁護士会、リーガルサポート福島と協定を結びこの事業の後方支援を行っている。また、県士会では、成年後見人等受任や受任者をサポートするためのチーム「ばあとなあ福島」を有している。私は、その両方に属し活動していることから、その活動内容を紹介したい。

### 1. 「福島県高齢者権利擁護推進事業」について

#### (1) 「高齢者権利擁護推進事業」の概要

①目的：成年後見制度の利用の促進に関する法律及び成年後見制度利用促進基本計画等に基づき、市町村が実施する成年後見制度利用促進施策（権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築及び権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関設置、市町村計画策定等）を支援すること。

#### ②業務の概要

- a) 高齢者権利擁護推進事業実施業務、b) 成年後見制度利用促進施策に係る市町村支援業務、
- c) 高齢者施設等対象の高齢者虐待防止研修開催業務、d) 市町村等対象の成年後見制度行政

職員研修開催業務、e) 市町村等対象の高齢者虐待対応研修開催業務、実施場所は福島県内とする。

③支援対象者は市町村（権利擁護支援の地域連携ネットワークに係る中核機関を含む）

④業務内容

a) 助言及び派遣のための体制構築、b) 窓口設置による相談への対応、c) 高齢者施設等対象の高齢者虐待防止研修の実施<sup>28)</sup>。

(2) 福島県内の体制整備状況と「高齢者権利擁護推進事業」実施状況について

①福島県内の体制整備状況、中核機関及び市町村計画の整備状況について

令和2年10月時点で中核機関を設置している市町村は59市町村の内4か所、市町村計画策定済みは6市町村であった。令和2年度末までに計画作成ができると回答している市町村は22市町村、令和2年度中には28市町村で市町村計画が整う予定である(表1)<sup>29)</sup>。

表1 中核機関及び市町村計画の整備状況におけるアンケート

計画策定状況	市町村数	市町村数
中核機関整備済み(令和2年10月時点)	4	3市の1町：計4市町村
市町村計画策定済み(令和2年10月時点)	6	2市、3町、1村：計6市町村
令和2年度末市町村意向調査にて市町村計画策定済みと回答した市町村	22	4市、12町、6村：計22市町村

(福島県社会福祉士会資料に基づき作成)

②成年後見制度利用促進施策に係る市町村支援の現状

県士会による令和2年度の「成年後見制度利用促進施策に係る市町村への派遣状況」は表2のとおりである。派遣回数は延べ38回、内容別では39件、対象市町村は38市町村であった。依頼内容を件数別にみると a) 成年後見制度利用促進理解のための研修会に関すること：14件、b) 中核機関役割の理解に関する助言：13件、c) 中核機関設置に向けたニーズ調査に関すること：6件、d) 成年後見制度の広報啓発について：2件、e) ネットワーク会議参加依頼：1件、f) 市町村計画について：1件、g) 成年後見制度市町村長申立案件に関する相談：1件、h) 利用支援事業に関すること：1件とまとめることができる<sup>30)</sup>。このことから、成年後見制度の理解や中核機関の理解に関する支援が多く求められていたと考えられた。

成年後見制度利用促進における体制整備の取り組みに関する一考察

表2 令和2年度 成年後見制度利用促進施策に係る市町村への派遣状況

登録番号	対象市町村数	派遣回数	派遣回数及び相談内容
1	1市	2	1回目：関係機関への中核機関設置に向けた調査方法 2回目：調査方法等につき詳細確認・説明
2	6市町村	2	1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会実施内容に関する相談について 2回目：成年後見制度利用促進に関する研修会について ・1回目は保健福祉事務所のみ出席
3	1市	3	1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 2回目：ニーズ調査方法に関する相談 3回目：関係機関への研修会
4	1市	1	1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会
5	2町村	3	1回目：県内の状況及び体制整備に関する相談について 2・3回目：成年後見制度利用促進に関する研修会及び民生委員(午前)及び、関係機関(午後)への広報啓発 ・1回目は1か所のみ出席
6	5町村	7	1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 2回目：今後の進め方に関する相談 3回目：前回研修会の質問に対する回答 4回目：現状、課題及び今後行うべきことの共有・検討 5回目：事例を通じた体制整備への理解 6回目：次年度の体制整備案作成への助言 7回目：事例を通じた支援の進め方・中核機関の役割の理解 ・1, 3, 5回目は5町村出席 ・2, 4, 6回目は2か所のみ対象 ・7回目は1か所のみ対象
7	1町	7	1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 2回目：第1回ワーキンググループ(体制整備の課題検討) 3回目：ニーズ調査結果に関する意見交換・課題検討 4回目：利用支援事業の要綱改正に係る検討 5回目：個別ケース検討を通じた体制整備への理解 6回目：町民に対する普及啓発を目的とした講座 7回目：中核機関の役割の理解を深め、役割認識を高めるためのワーキング
8	1町	1	1回目：市町村計画策定及び市町村長申立案件に関する相談
9	5町村	1	1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 ・令和3年度早期に5市町村の協議会発足の検討
10	4町村	2	1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 2回目：事例を通じた体制整備への理解
11	1市	4	1回目：今後の方向性及びニーズ調査に関する相談 2回目：ニーズ調査結果に関する意見交換・課題検討 3回目：取り組むべき内容の検討及び次年度の予定確認 4回目：事例(障がい者)を通じた体制整備への理解
12	4町村	1	1回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 ・南会津保健福祉事務所が開催
13	1町	2	1回目：第1回協議会(権利擁護支援に関する地域連携ネットワーク会議) 2回目：利用支援事業の要綱改訂に係る検討
14	5町村	2	1回目：研修会実施内容に関する相談(浪江町単独) 2回目：成年後見制度利用促進に関する研修会 ・2回目は浪江町が開催し、他市町村が参加

(福島県社会福祉士会資料に基づき作成)

## 2 福島県社会福祉士会における成年後見等に関する取り組み

県士会による「ばあとなあ福島後見人等候補者推薦依頼件数」を見ると平成28年度は21件、平成30年度は42件、令和2年度では70件と年々増加し、家裁及び市町村からの依頼が年々増えている。(表3)<sup>31)</sup>。

表3 「ばあとなあ福島」後見人など候補者推薦依頼件数(2016年3月13日現在)

依頼元	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
家裁	12	14	22	46	42
市町村	8	9	16	19	24
その他	1	4	4	2	4
計	21	27	42	67	70

(福島県社会福祉士会資料に基づき作成)

「ばあとなあ福島」の名簿登録者数と受任状況受任状況で見ると、平成28年度の活動者数は56人、令和2年度は79人であり両年を比べると約1.2倍の増加であったが、活動件数は1.96倍となっている。このことから一人当たりの受任件数が増加していることがわかる。また、成年後見人等の3類型の割合は、平成28年度は後見が80.5%、保佐が17.6%、補助が1.9%、令和2年度年度は後見が72.6%、保佐が22.4%、補助が5%となり、保佐、補助の若干の増加はみられるも割合で見ると後見が7割以上で推移している(表4)<sup>32)</sup>。

表4 「ばあとなあ福島」の名簿登録者数と受任状況

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
名簿登録者数		74	84	85	87	90
活動者数		56	57	69	74	79
現在の活動件数		112	117	145	186	220
内 訳	後見	87	92	105	132	159
	保佐	19	22	32	42	49
	補助	2	2	5	9	11
	監督人	1	1	1	1	1
	任意後見契約のみ	1	1	0	0	0
	任意後見+任意代理	2	2	2	2	1
受任件数(累計)		184	194	231	282	341
終了件数(累計)		72	77	86	100	121

(出典 福島県社会福祉士会権利擁護委員会活動報告書)

## V まとめ

推進法では中核機関を令和3年度までに整備することを求めているが、福島県内の市町村では令和3年10月時点で整備されていたのは4市町村であった。「福島県高齢者権利擁護推進事業」では、県内59市町村の内38市町村からの依頼があり、県内の約64%の市町村から依頼を受けていたことがわかった。その内容は成年後見制度や利用に関する研修会の開催、中核機関の理解に関する助言、中核機関設置に向けた調査に関することが39件中33件を占めていた。これらのことから「福島県高齢者権利擁護推進事業」を活用し、成年後見制度や中核機関の理解と設置まで幅広い事例を早急に進めている市町村が多いと考えられた。

また、前述の成年後見制度に関するデータには、成年後見制度利用者数が年々増加していること、市町村長の申立件数が増加傾向にあること、被後見人等は65歳以上が約8割を占めていること、親族以外が成年後見人等に選任されている事案が80%を超えていることが示されていた。最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況（令和2年1月～12月）」では、成年後見開始原因として、認知症が64.1%と最も多く<sup>33)</sup>、厚生労働省「成年後見制度の現状 令和3年3月」によると認知症患者は2012年に462万人が2025年には675万人に増加すると推計している<sup>34)</sup>。

東京大学教育学研究科生涯学習論研究室と地域貢献推進センターの共同研究では、成年後見制度の課題・問題点として①成年後見制度の利用の伸び悩み。②近年、本人の親族が後見人に選任されにくくなっていること。③成年後見制度の利用件数全体に占める後見類型の割合の高さ。④市民後見人の普及と活用が十分とは言い難い事。⑤市区町村申し立ての大幅な増加と対応の必要性。⑥成年後見に対する各自治体の取り組みの温度差。⑦根絶できない後見人による不祥事。⑧後見制度支援信託および後見制度支援預貯金の利用の増加<sup>35)</sup>の8つを挙げている。これらのことから、中核機関は多様な課題にも取り組むことが求められていると考えられる。

今回は福島県内の現状を中心として研究を進めてきた。福島県の後見制度申立件数は最高裁判所の成年後見関係事件の概況によると平成30年（1月～12月）は394件<sup>36)</sup>、令和元年（1月～12月）は403件<sup>37)</sup>、令和2年（1月～12月）は389件<sup>38)</sup>で推移している。

全国の申立件数や市長申立て件数の増加傾向や県士会の活動から見て取れる傾向等から、中核機関が整備されることで成年後見制度が啓発され支援が具体的に行われ、地域住民に浸透することで利用件数が増加するのではないかと考える。今後は福島県内とともに、広く他地域も対象とし、情報弱者や意思決定支援が必要な人々の現状や潜在的なニーズ、利用に結びつかない理由や課題を調べ、成年後見制度の利用を必要とする方が活用しやすい仕組みの構築について研究を深めたい。

参考文献

- 1) 介護保険法, 2000.4.1 施行日
- 2) 障害者自立支援法, 2006.4.1 施行日
- 3) 成年後見制度, 2000.4.1 施行日
- 4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律, 2016.4.13 施行日
- 5) 禁治産制度, 明治 29 年施行
- 6) 法務省: 民法の一部を改正する法律案等要綱, 1911
- 7) 社団法人日本社会福祉士会: 改訂成年後見実務マニュアル, 3 頁, 2016
- 8) 民法 第 7 条
- 9) 社団法人日本社会福祉士会: 改訂成年後見実務マニュアル, 31 頁, 2016
- 10) 同書, 11-12 頁
- 11) 同書, 13-14 頁
- 12) 民法第 858 条
- 13) 同法第 873 条
- 14) 厚生労働省: 成年後見制度の現状 令和 3 年 3 月  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000839218.pdf> (2021 年 9 月 28 日アクセス)
- 15) 同書, 3 頁
- 16) 同書, 7 頁
- 17) 同書, 8 頁
- 18) 同書, 11 頁
- 19) 同書, 12 頁
- 20) 成年後見制度の利用の促進に関する法律, 第 1 条, 2016.5.13 施行日
- 21) 同法 第 4 条
- 22) 成年後見制度利用促進基本計, 28 頁, 2017.3.24 閣議決定
- 23) 同書, 1-3 頁
- 24) 成年後見制度の利用の促進に関する法律, 第 5 条, 2016.5.13 施行日
- 25) 成年後見制度利用促進基本計画, 22-23 頁, 2017.3.24
- 26) 成年後見制度利用促進体制整備委員会: 地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き, iii 頁
- 27) 同書, iii - iv 頁
- 28) 福島県社会福祉士会: 高齢者権利擁護推進事業実施業務委託に関する仕様書, 2021 年
- 29) 福島県社会福祉士会: 令和 2 年度「高齢者権利擁護推進事業実施業務」業務評価報告書
- 30) 同書
- 31) 福島県社会福祉士会: 令和 2 年度 成年後見制度利用促進施策に係る市町村支援派遣状況
- 32) 福島県社会福祉士会「ばあとなあ福島」名簿登録者数、受任状況, 2020 年
- 33) 最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 令和 2 年(1 月～12 月)
- 34) 厚生労働省: 成年後見制度の現状 令和 3 年 3 月, 4 頁
- 35) 地域後見推進プロジェクト共同研究 HP「東京大学教育学研究科生涯学習論研究室 + 地域後見推進センター: 8 成年恋権制度の現状と課題」

<https://kouken-pj.org/about/current-status> (2021年9月3日アクセス)

- 36) 最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 平成30年(1月～12月)
- 37) 最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 令和元年(1月～12月)
- 38) 最高裁判所事務総局家庭局 成年後見関係事件の概況 令和2年(1月～12月)